

手続きはお済みですか?

各種給付金のご案内

(那覇市独自)住民税

所得割のみ非課税世帯支援特別給付金





電力・ガス・食料品等価格高騰





支給額

対象者

申請

方法

申請が難しい方の

サポート窓口

問合せ先

1世帯あたり**10万円**

次の①②③すべてに該当する世帯

- ①令和4年度の住民税が「均等割のみ課税者」または「均等割のみ課税者と 非課税者」の世帯
- ②令和4年9月30日(基準日) 時点で那覇市に住民登録がある世帯
- ③住民税の課されている親族などの扶養を受けている人のみで構成され た世帯ではない。
 - ※ただし、次のABいずれかに該当する世帯は、対象外です。
 - A.すでに国の臨時特別給付金の支給を受けた世帯(未申請および辞退を含む)または 当該世帯の世帯主であった者を含む世帯
 - B.すでに他市町村で本給付金と類似の給付金などの支給を受けた世帯または当該 世帯の世帯主であった者を含む世帯
- ・対象となる可能性がある人へ確認書を12月9日から順次発送しました。 記入し返送してください。
- ・令和4年1月2日以降に那覇市へ転入者がいる世帯 は、申請が必要です。申請書と必要書類を提出して ください。



本庁舎1階 特設窓口(売店となり) 平日9時~16時30分

専用コールセンター(平日9時~17時) **☎0120-779-757**

緊急支援給付金



1世帯あたり**5万円**

- 次の①②どちらかに該当する世帯 ①令和4年度住民税非課税の世帯で、令和4年9月30日時点で那覇市に
- 住民登録がある世帯。 ②令和4年1月から12月までの任意の1か月の収入が減少し、住民税非 課税世帯相当の水準になった世帯。
 - ※次のabにあてはまる世帯が対象です。
- a.住民税の課されている親族などの扶養を受けている人のみで構成された 世帯ではない。
- b.世帯の中に、住民税課税となる所得があるのに未申告である者はいない。

<①に該当する人>

- ・世帯全員が令和4年1月1日から那覇市に住んでいる場合 →対象者へ確認書を送付しました。記入し返送してください。
- ・世帯の中に令和4年1月2日以降に転入者がいる場合 →申請書の提出が必要です。



・申請書の提出が必要です。



本庁舎2階 特設窓口 平日9時~16時30分 ※1/22(日)は臨時開設します。

専用コールセンター(平日9時~17時) ☎0120-031-350

子育て世帯生活支援特別給付金

2月28日(火)必着



支給額

対象者

ひとり親 世帯

ひとり親世帯分(国の給付金)

児童1人あたり5万円

① 令和4年4月分の児童扶養手当を受給した人

- 次の①~③どちらかに当てはまる人
- ②公的年金などを受給していることで、令和4年4月 分の児童扶養手当の支給を受けていない人
- ③ 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計 が急変するなど、収入が児童扶養手当を受給して いる方と同じ水準となっている人
- ①6月に支給済みです。
- ・23申請が必要です。詳しくは市HPをご確認く ださい。

公861-6951 (内線) 2557、2558

問合せや 申請手続きは お早めに

世帯

その他世帯分(国の給付金)

児童1人あたり5万円

次の①~⑤どちらかに当てはまる人

- ① 令和4年度住民税非課税で、平成16年4月2日~令 和5年2月生まれの児童を養育し、児童手当、特別 児童扶養手当などを受給している人
- ② 新型コロナウイルス感染症の影響で令和4年1月以 降の収入が急変し、住民税非課税相当の収入とな った人
- ③ 平成16年4月2日以降生まれの高校生のみを養育 していて、令和4年度住民税非課税の人
- ④ 申請時に特別児童扶養手当を受給している令和4 年度住民税非課税の人
- ⑤ 公務員で①~④に該当する人
- ①7月に支給済みです。
- ・2345申請が必要です。詳しくは市HPをご確 認ください。

申請 方法

問合せ先



子育て応援課 児童家庭グループ

児童1人あたり2万円

那覇市独目給付金

次の①~③すべてに該当する人

- ①令和4年11月30日~令和5年2月28日に那覇市 に住所がある(あった)人
- ② 平成16年4月2日~令和5年2月生まれの児童を 養育する人で所得が高い人 (特別児童扶養手当対象児童は平成14年11月 30日~令和5年2月生まれ)※児童手当または特 例給付を他市区町村で受給している場合は対象外
- ③ 那覇市から 「国の給付金(令和4年度子育て世帯生活支援 給付金)」と合わせた7万円の支給を受けていない 人。または他市町村で「国の給付金」を受給後に 那覇市へ転入し、まだ「那覇市独自給付金」を受け ていない人
- ・那覇市から児童手当または特例給付を受給して いる人は申請不要です。※支給は1月末頃を予 定。詳細は1月上旬発送予定の通知をご確認ください。
- ・①~③すべてに該当する対象者のうち、次のA~ Cどちらかに当てはまる人は申請が必要です。
- A.中学生までの児童を養育していて、所得が所得上 限限額以上のため児童手当を受給していない人 B.高校生のみ養育している人
- C.公務員の人

詳しくは市HPをご確認ください。

子育て応援課 児童手当グループ **☎861-6951** (内線) 2561、2562

今年こそ絶対に宅建士を取りたい方集まれ!

170 g



大手宅建塾の15~20万円の一括の 支払いが厳しい方に朗報です!

オンライン受講(Zoom) も可能です。

多くの 合格者を

○ 令和4年の全国合格率17%のところ、当塾は合格率33.3%を達成しました!

• 初学者でも安心の対面講義なので疑問点も即解決!

講師歴10年以上のベテラン講師があなたを合格へと導きます!

● 合格者には合格お祝い金として 3万円キャッシュバック!

日程(8ヶ月コース) 15.000円 2月1日(水)~9月27日(水)の毎水曜日 水曜日コース 沖縄産業支援センター 2月4日(土)~9月30日(土)の毎土曜日 土曜日コース 15,000円 水・土曜日コース 18,000円 上記の日程全て受講可能

1月22日(日)24:00までにお申込みされた場合

那覇市字小禄1831番地1 定員制です。 お早めに!!

キャンペーン 水・土曜日コース [18,000円] <mark>→「15,000円」</mark>とさせていただきます。 水曜・土曜日コースは同じ内容の講義です 2度受講することによって、より理解が深まるのでお勧めです。

お問い合わせ・お申し込みはエンパシー宅建塾のホームページからお願いします

エンパシーホールディングス株式会社 TEL: 090-4999-7414(長嶺)

